



## 手続きに関するご案内

(「企業年金等の掛金額変更によるiDeCo掛金一時停止のお知らせ」を受け取られた方へ)

### 1. この通知書について

- ・企業等にお勤めの方のiDeCoの拠出限度額は下表のとおり定められています。  
今回拠出限度額の超過により、iDeCoの掛金の拠出を一時停止させていただきました。

#### 拠出限度額

厚生年金被保険者区分	拠出限度額 (いずれも2.0万円が上限・5千円が下限)
厚生年金被保険者	5.5万円 - (企業型DC掛金 + DB等の他制度掛金相当額)
国家公務員共済組合・ 地方公務員共済組合の組合員	5.5万円 - 共済掛金相当額※
私立学校教職員共済制度の加入者	5.5万円 - (企業型DC掛金額 + 他制度掛金相当額 (私学共済))

※共済の掛金相当額は告示にて定められております。

### 2. 対応方法について

- ・以下の①～④よりご希望の対応を選択し、お手続きください。

#### ① iDeCoの拠出を継続したい

⇒ 企業型DC等の企業年金の掛金の引き下げが必要ですので、お勤め先の人事・労務の担当へご相談ください。  
手続きを行った後、「加入者登録情報変更届」(K-032)(掛金額の変更)を【iDeCo各種手続き・照会先】に提出してください。

#### ② iDeCoの運用を継続したい

⇒ 運用の指図のみ行う場合は「加入者資格喪失届」(K-015)を【iDeCo各種手続き・照会先】に提出してください。

#### ③ 企業型DCへ移換したい (企業型DCに加入している場合)

⇒ iDeCoの手続きとして、「加入者資格喪失届」(K-015)を【iDeCo各種手続き・照会先】に提出してください。企業型DCへの移換手続きは、お勤め先の企業型DCの担当へお問い合わせください。

#### ④ 脱退一時金を受け取りたい (DB等のみ加入している場合)

⇒ DB等の他制度に加入していて企業型DCに加入していない方は、一定の条件 (掛金拠出期間が5年以内又は資産額が一定額 (25万円) 以下等) を満たす場合に、脱退一時金を受け取ることができます。  
脱退一時金の要件等は、【iDeCo各種手続き・照会先】にお問い合わせください。

(注)お勤め先名が、システムで対応していない文字が使用されている場合は「■」に変換して表示しています。

この通知文書が送付された加入者さま向けに分かりやすく動画で解説をしていますので、詳しくはこちらのQRコードより動画をご覧ください。

<https://www.ideco-koushiki.jp/library/video/>

